

統 審 議 第 5 号

平成14年 3 月 8 日

総 務 大 臣
片 山 虎 之 助 殿

統計審議会会長
竹 内 啓

諮問第282号の答申
平成14年度に実施される就業希望状況調査（仮称）の計画について

総務省は、厳しさを増す雇用情勢に対応し、雇用対策などの効果的な行政施策の立案・推進に資するため、労働力調査（指定統計第30号を作成するための調査）の調査系統を活用し、不完全な就業や失業等に伴う就業希望の状況、職業能力向上のための活動状況、雇用保険の受給状況等を把握する就業希望状況調査（仮称）を、平成14年度に統計報告の徴集として実施することを計画している。

本審議会は、今回の調査計画全般について、現下の厳しい雇用情勢への緊急対応として就業・不就業のより詳細な実態を把握するとの要請を踏まえ審議した結果、下記の結論を得たので答申する。

記

1 調査対象等

調査計画では、2回の調査を計画し、1回目の調査は平成14年4月及び5月、2回目の調査は10月及び11月の各月末日現在を調査期日として実施することとし、調査対象は、労働力調査の調査世帯のうち同調査が終了する世帯を対象とし、各回約2万世帯の15歳以上の者約5万人とすることとしている。

このうち、調査対象については、緊急対応として労働力調査の調査系統を有効活用するものであり、労働力調査の終了世帯を調査対象に選定することにより労働力調査本体に影響を与えないよう配慮されていること、及び労働力調査の調査事項と組み合わせることにより集計の充実が図られること等から、適当と認められる。

また、各回の標本数については、従来の労働力調査において同規模の標本数で把握していた求職理由に関する集計結果と同程度の精度が得られると判断されるものであり、また、

報告者負担及び調査事務負担を考慮したものとなっていることから、適当と認められる。

2 調査事項等

調査事項については、月末1週間の就業状態に応じ、就業者について求職活動の有無とその理由、完全失業者について求職の頻度及び非労働力人口について今後の求職活動の予定、15歳以上の者について職業能力向上のための活動状況とその理由、雇用保険の受給状況と所定給付日数及び1か月の収入の種類、世帯主について世帯の家計を賄っている収入の種類を調査することを計画している。

これについては、不完全な就業や失業等に伴う就業希望の状況、雇用保険を受給していない失業者の実態、就業に向けた職業能力向上のための活動状況等を明らかにするものであり、また、報告者負担の軽減を図るとともに就業・不就業のより詳細な実態を速やかに把握できるよう、調査事項を絞り込んだものとしていることから、おおむね適当と認められる。

しかしながら、以下のとおり、調査票中の表現、用語等の修正を行う必要がある。

- (1) 就業者の求職理由については、非自発的理由がより明確に把握できるよう選択肢の追加を図ること及び自発的理由に関する選択肢の用語の適切化を図ること
- (2) 求職の頻度については、選択肢の表記の統一化を図ること
- (3) 職業能力向上のための活動を行っていない理由については、健康上の理由などにより活動を行っていないことが考えられることから、「その他の理由から」を選択肢として追加すること
- (4) 雇用保険の受給状況については、受給資格の有無を把握できるよう選択肢を追加するとともに、受給の有無及び申請中などを的確に選択できるよう選択肢の表記の適切化を図り、記入の手引においてその内容を分かりやすく説明すること
- (5) 世帯の家計を賄っている収入の種類については、個人の収入との区別を明確にするるとともに、選択肢のうち「貯蓄からの引き出し」の表現を回答者の誤解を招かないよう適切な表現に改めること

また、調査票の設計については、既に終了した労働力調査の調査票と紛らわしい印象を調査対象世帯に与えないよう、調査票の色を変えるなど記入者に配慮した工夫をする必要がある。

3 調査方法

調査方法については、調査票の配布は調査員が行い、調査票の回収は郵送によることを計画している。

これについては、予算的な制約等の中で、労働力調査の調査システムを活用しており、効率的な調査を実施する観点から、適当と認められる。

なお、調査環境が厳しくなっている中、調査対象世帯への説明に当っては、調査に対す

る世帯の理解・協力が得られるよう十分配慮する必要がある。

4 集計及び公表

集計及び公表については、調査対象が労働力調査と共通であることから、本調査の調査事項と労働力調査の調査事項とを組み合わせる詳細な集計を行い、集計結果は、集計後速やかに、関係行政機関に提供するほか、必要に応じて報告書の刊行により、又は閲覧に供する方法により公表することとし、平成14年7月末頃に第1回目調査の結果の速報を、続いて調査票の回収状況を見つつ確報を公表することを計画している。

これについては、労働力調査の調査事項を有効に活用するものであり、就業・不就業のより詳細な実態が適時的確に明らかになることから、適当と認められる。

5 調査の名称

調査の名称は、不完全な就業や失業等に伴う就業希望の状況等を把握するという本調査の調査内容を的確に表すものであり、他に類似の名称の調査がないことから、「就業希望状況調査」とすることが適当と認められる。